



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則（管財課） 1
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課） 2

告 示

- 沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示（総務私学課） 6
- 要措置区域の解除（環境保全課） 7
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 7
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 7
- 国道の供用の開始（道路管理課） 8
- 県道の供用の開始・2件（道路管理課） 8
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） 9

公 告

- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（道路街路課） 9
- 宅地建物取引業者に対する免許の取消し（建築指導課） 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 11

訓 令

- 沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程の一部を改正する訓令（管財課） 13

病院事業局事項

- 地域異動職員制度の導入に伴う関係規程の整理に関する規程 14
- 地域異動職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令 16

規 則

沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県公有財産規則の一部を改正する規則

沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第4号中「種類」を「書類」に改める。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

第40条を次のように改める。

第40条 削除

第66条第1項第1号中「特定駐留軍用地内土地取得事業」を「特定駐留軍用地等内土地取得事業」に改める。

第9号様式、第16号様式及び第17号様式中

「

氏 名

印

	住 所	を
	連帯保証人	
「	氏 名	印」
第21号様式中	氏 名	印」に改める。
「	氏名	印
	連帯保証人 住所	を
「	氏名	印」
	氏名	印」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、二級建築士（木造建築士）免許申請書（第1号様式。以下「免許申請書」という。）に、発行後6月以内の次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第27条第1項から第5項までに規定する書類を知事に提出した場合又は同条第6項の規定によりこれらの書類を法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した場合で、これらの書類に記載された内容と免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号又は第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類（法第4条第4項第4号に該当する者にあつては、この限りでない。）
 - ア 法第4条第4項第1号及び第2号に該当する者にあつては、当該各号に規定する学校を卒業したことを証する証明書
 - イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類
 - ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあつては、同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (4) 法第4条第4項第2号から第4号までに該当する者にあつては、実務経歴書（第2号様式）及び実務経歴証明書（第3号様式）

第2条第2項中「前項の場合において、」を削り、「免許申請書に」の次に「、同項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び」を、「添え」の次に「、これを知事に提出し」を加える。

第3条第1項中「第2号様式」を「第4号様式」に、「第3号様式」を「第5号様式」に改める。

第5条第1項及び第5条の2第2項中「第4号様式」を「第6号様式」に改める。

第6条第1項中「第5号様式」を「第7号様式」に改める。

第7条第1項中「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第7号様式」を「第9号様式」に改め、同条第3項中「第8号様式」を「第10号様式」に改める。

第9条中「第9号様式」を「第11号様式」に改める。

第20条第3号中「合格者一覧表」を「添付書類」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方

法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法

第22条中「第2条第1項」を「第2条」に、「第2号様式」を「第4号様式」に、「第3号様式」を「第5号様式」に改める。

第25条第1項中「その申請により、学科の試験に合格した二級建築士試験」を「学科の試験に合格した二級建築士試験（以下この項において「学科合格試験」という。）」に、「2回」を「4回の二級建築士試験のうち2回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回）」に改める。

第27条第1項中「法第15条の6の規定により知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）」を「指定試験機関」に改め、同条第2項中「又は第2号」を削り、「当該各号」を「同号」に改め、同条第4項中「受けようとする者は」の次に「、受験申込書に、第2項から前項までに規定する書類を添付し」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号」を「第15条第2号に該当する者のうち、前項に規定する者以外の者にあつては、同条第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 法第15条第3号に該当する者にあつては、第2条第1項第4号に規定する書類を第1項の受験申込書に添付しなければならない。

第27条第2項の次に次の1項を加える。

3 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類を第1項の受験申込書に添付しなければならない。

第35条第2項中「合格者一覧表」の次に「、第27条第1項の受験申込書並びに同条第2項から第5項までに規定する書類」を加える。

第39条中「第10号様式」を「第12号様式」に改める。

第40条中「第11号様式」を「第13号様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

二級建築士（木造建築士）免許申請書

私は、二級（木造）建築士の免許を受けたいので、建築士法施行細則第2条に規定する書類を添え、申請します。
 私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 印 (署名)

沖縄県知事
 沖縄県指定登録機関（名称） 殿

ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日		写真 1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入して貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証（免許証明書）に転写されます。
本籍		性別	男 <input type="checkbox"/>	女 <input type="checkbox"/>	
現住所	〒				
	電話				
試験	二級建築士、木造建築士試験に合格した時期		年		
	合格通知書日付	年 月 日	合格通知書番号	第	号
登録申請区分	1 学歴のみ又は学歴+実務 <input type="checkbox"/> 2 実務のみ <input type="checkbox"/> 3 建築士法第4条第5項 <input type="checkbox"/>				
1 学歴のみ又は			入学・卒業（修了）	建築実務経験期間の	

学歴+実務により申請する場合にのみ記入	学校名	学部名・学科名	年月	合計
			年 月 入学 年 月 卒業 (修了)	年 月
		年 月 入学 年 月 卒業 (修了)		
2 実務のみにより申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計			
	年 月			
3 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名	免許の年月日	資格認定書の年月日
			年 月 日	年 月 日

(裏)

欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日	ある□ ない□ ----- 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯 して罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑 あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることが なくなった日	ある□ ない□ ----- 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消された ことがありますか。 あるときは、その日	ある□ ない□ ----- 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により一級 建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこと がありますか。 業務の停止を受けたことがあるときは、その停止の期間	ある□ ない□ ----- 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を 適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない状態ですか。	はい□ いいえ□
収入証紙貼付欄		
※経由長（機関）記載欄		※登録機関記載欄

[記入注意]

- 1 数字は、算用数字を用い、※印欄は記入せず、□のある欄は該当する□にレ印をつけてください。
- 2 外国の建築士免許を受けた方は、「試験」の欄に、その免許の名称、免許者名及び免許年月日を記入してください。

第11号様式を第13号様式とし、第2号様式から第10号様式までを2様式ずつ繰り下げ、第1号様式の次に、次の2様式を加える。

第2号様式（第2条関係）

実務経歴書

<p>私は、二級（木造）建築士の免許を受けたいので、建築実務の経歴を下記のとおり記載し、併せて第三者がこの実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証する実務経歴証明書を提出します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印 (署名)</p> <p>沖縄県知事 沖縄県指定登録機関（名称） 殿</p>						
勤務先等						
勤務先（部課名まで）		所在地（番地まで）		在職期間の合計		
				期間	合計	
				年 月～ 年 月	年 月	
在職期間		地位職名	建築実務の内容（建築士法施行規則第1条の2）			
期間	合計					
建築実務の詳細				建築実務経験期間の合計		
				年 月		
(1)	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					期間	合計
					年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に、用途・構造・規模・担当業務等）					
(2)	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					期間	合計
					年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に、用途・構造・規模・担当業務等）					
(3)	対象物件の名称等		対象物件の所在地		建築実務経験期間	
					期間	合計
					年 月～ 年 月	年 月
	実務経験の対象となる業務の内容（できるだけ具体的に、用途・構造・規模・担当業務等）					
※経由庁（機関）記載欄				※登録機関記載欄		

[記入注意]

この実務経歴書は、勤務先（自営業を含む。）ごとに作成し、今までの建築に関する実務の経歴について登録に必要な業務内容を年代順に記入してください。なお、記載内容の記入不備や疑義が生じた場合、再提出や追加書類の提出を求めることになり、登録が遅れる場合があります。また、虚偽の実務経歴を記載した場合、建築士法上の措置や登録が認められない場合もあります。

第3号様式（第2条関係）

<p>実務経歴証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
<p>沖縄県知事 沖縄県指定登録機関 殿 (名称)</p>	<p style="text-align: right;">印</p> <p>証明者 住所・所在地 電話番号 免許申請者との関係</p>
<p>下記の者が申請した、二級（木造）建築士免許申請書に添付された実務経歴書は、事実と相違しないことを証明します。</p>	
<p>記</p>	
<p>1 免許申請者氏名</p>	
<p>2 建築実務経験 建築実務経験期間の合計： 年 月 建築実務の内容：</p>	
<p>備考 1 この実務経歴証明書は、実務経歴書ごとに作成すること。 2 使用者その他これに準ずる者が実務経歴書の内容が事実と相違しないことを確認したことを証明すること。 3 虚偽の証明を行った場合、証明者は、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前に行われた二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者に対するこの規則による改正前の第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の前に行われたそれぞれの直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の第25条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第125号

沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県行政情報センター等設置運営規程の一部を改正する告示

沖縄県行政情報センター等設置運営規程（平成2年沖縄県告示第358号）の一部を次のように改正する。
第7条に次の1項を加える。

2 行政資料の複写に要する費用は、その申出をした利用者が負担するものとし、その額は、1枚につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、両面に複写した場合には、片面を1枚としてその額を算定する。

- (1) 日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写する場合 10円
- (2) A3の大きさの用紙にカラーで複写する場合 80円
- (3) A3未満の大きさの用紙にカラーで複写する場合 50円

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県告示第126号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成28年沖縄県告示第284号で指定した要措置区域の全部の指定を次のとおり解除する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定を解除する要措置区域 沖縄市仲宗根町299番の一部
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 ベンゼン
- 3 当該要措置区域において講じられた指示措置等 土壤汚染の除去

沖縄県告示第127号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、福地第1地区県営土地改良事業（農業用排水施設・区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年3月18日から同年4月15日まで
- 3 縦覧に供する場所 糸満市役所
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和2年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我我36番3地先から 名護市字仲尾仲尾154番1まで	18.6m ～ 69.4m	718.2m

新	名護市字呉我呉我36番3地先から 名護市字仲尾仲尾154番1まで	17.7m ~ 69.4m	718.2m
---	-------------------------------------	---------------	--------

沖縄県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和2年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護宜野座線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字呉我呉我100番から 名護市字呉我呉我93番まで	17.9m ~ 22.6m	34.6m
新	名護市字呉我呉我100番地先から 名護市字呉我呉我93番まで	20.5m ~ 25.3m	34.6m

沖縄県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和2年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 国道505号
- 2 供用開始の区間 名護市字呉我呉我165番地先から名護市字仲尾仲尾153番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月30日

沖縄県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和2年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 名護宜野座線
- 2 供用開始の区間 名護市字呉我呉我100番地先から名護市字呉我呉我95番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月30日

沖縄県告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和2年3月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 宜野湾南風原線

- 2 供用開始の区間 南風原町字兼城717番6から南風原町字喜屋武194番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年3月31日

沖縄県告示第133号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 組合の名称 沖縄市山里第一地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 沖縄市山里二丁目1番8号
- 3 事業施行期間 平成27年4月21日から令和3年3月31日まで
- 4 施行地区 沖縄市山里一丁目、山里二丁目、久保田一丁目及び諸見里三丁目の各一部
- 5 設立認可の年月日 平成27年3月26日
- 6 変更の内容 事業施行期間を「平成27年4月21日から平成32年3月31日まで」から「平成27年4月21日から令和3年3月31日まで」に変更する。
- 7 変更の認可の年月日 令和2年3月4日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・13号南風原中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成18年7月12日から令和5年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・50号仲井真・津嘉山線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成22年3月24日から令和5年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・2号マクラム通り線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成22年3月24日から令和6年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条の規定により、同法第3条第1項の規定による免許を次のとおり取り消した。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 宅地建物取引業者の商号及び代表者氏名 つばさ総合企画有限会社 城間一
- 2 事務所の所在地 うるま市喜仲一丁目7番14号
- 3 免許年月日及び免許証番号 平成29年3月13日 沖縄県知事(3)第3812号
- 4 免許の取消し年月日 令和2年2月20日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 配管に係る機器（厨房機器等）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和2年3月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 配管に係る機器類等（厨房機器類、家庭科調理台及び冷水機類をいう。以下同じ。）の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと

を証する書類

カ 配管に係る機器類等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

(3) 申請書等の受付期間 令和2年3月17日(火曜日)から同年4月1日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和3年3月31日(水曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する配管に係る機器(厨房機器等)に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和2年3月17日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 配管に係る機器(厨房機器等)(以下「機器等」という。) 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 令和4年2月28日(月曜日)

(4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者

ア 以下のいずれかに該当する者

(7) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。

- (イ) 令和2年3月17日付け沖縄県公報定期第4824号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による配管に係る機器（厨房機器等）に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 機器等の搬入、調整業務及び障害対応業務体制証明書を令和2年4月1日（水曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、機器等の搬入及び調整を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者
- ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和2年4月16日（木曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
- (2) 資格に関する文書を手入するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和2年3月17日（火曜日）から同年4月1日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和2年3月17日（火曜日）から同年4月16日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年4月27日（月曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁13階第2会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和2年3月17日（火曜日）から同年4月16日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課

- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 令和2年4月24日(金曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) 本件は令和2年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、令和2年度の当初予算成立後に効力を生じるものであるため、沖縄県議会において令和2年度の当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Equipment with pipe arrangement (kitchen equipment) 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
February 28, 2022
- (3) BID OPENING
Date and Time: April 27, 2020 (Monday) 10:00 a.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, The Second Meeting Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

訓 令

沖縄県訓令第5号

沖縄県警察本部訓令第1号

知 事 部 局
議 会 事 務 局
警 察 本 部

沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月17日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 警 察 本 部 長 宮 沢 忠 孝

沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

沖縄県本庁庁舎等電気工作物保安規程（平成10年沖縄県訓令第34号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第2項中「電気主任技術者」を「主任技術者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項の規定により主任技術者を選任しないことができる場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第1号

地域異動職員制度の導入に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

地域異動職員制度の導入に伴う関係規程の整理に関する規程

(沖縄県病院事業局職員就業規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業局職員就業規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第2条の2」に改める。

第1章中第2条の次に次の1条を加える。

(地域異動職員の勤務地域)

第2条の2 職員のうち沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号)第2条に規定する地域異動職員の勤務地域は、次の表の左欄に掲げる地域ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村の区域をいう。

地域	市町村
北部地域	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部地域	宜野湾市 沖縄市 うるま市 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村
南部地域	那覇市 浦添市 糸満市 豊見城市 南城市 西原町 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町
宮古地域	宮古島市 多良間村
八重山地域	石垣市 竹富町 与那国町

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「現業業務以外」を「広域異動職員」に改め、同条中「現業業務」を「沖縄県病院事業局に勤務する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する企業職員(次条において「職員」という。)であって、沖縄県全域を勤務地域とするもの(次項において「広域異動職員」という。)のうち、現業業務」に改め、「規定する標準的な職」の次に「(以下「標準的な職」という。)」を加え、「次の表」を「別表第1」に改め、同条の表を削り、同条に次の1項を加える。

2 広域異動職員のうち現業業務に従事する職の標準的な職は、別表第2の左欄に掲げる職務の種類に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

第2条の見出し中「現業業務」を「地域異動職員の職務」に改め、同条中「現業業務に従事する職の地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表」を「地域異動職員のうち現業業務に従事する職の標準的な職は、別表第4」に改め、同条の表を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

職員のうち勤務地域を限定して沖縄県病院事業の業務に従事するもの(次項において「地域異動職員」という。)であって、現業業務以外の業務に従事する職の標準的な職は、別表第3の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1 (第1条関係)

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 病院事業局に勤務する行政職の職務	1 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号。以下「組織規程」という。）第11条に規定する医療技監及び参事監の属する職制上の段階	医療技監
	2 組織規程第10条第1項に規定する病院事業統括監及び組織規程第11条に規定する参事の属する職制上の段階	統括監
	3 組織規程第10条第1項に規定する課長、労務管理監、医療企画監及び看護企画監並びに同条第2項に規定する副参事並びに組織規程第12条第1項に規定する事務部長の属する職制上の段階	課長
	4 組織規程第10条第2項に規定する班長及び主幹並びに組織規程第12条第1項に規定する課長及び同条第2項に規定する主幹の属する職制上の段階	主幹
	5 組織規程第10条第2項に規定する主査及び主任技師並びに組織規程第12条第2項に規定する主査及び主任技師の属する職制上の段階	主査
	6 組織規程第10条第2項に規定する副主査及び主任並びに組織規程第12条第2項に規定する副主査及び主任の属する職制上の段階	主任
	7 組織規程第10条第2項に規定する主事及び技師並びに組織規程第12条第2項に規定する主事及び技師の属する職制上の段階	主事
2 県立病院に勤務する医師及び歯科医師の職務	1 組織規程第12条第1項に規定する院長の属する職制上の段階	院長
	2 組織規程第12条第1項に規定する副院長及び母子センター長の属する職制上の段階	副院長
	3 組織規程第12条第1項に規定する医療部長の属する職制上の段階	医療部長
	4 組織規程第12条第2項に規定する部長及び副部長の属する職制上の段階	部長
	5 組織規程第12条第2項に規定する医長の属する職制上の段階	医長
	6 組織規程第12条第2項に規定する医師及び歯科医師の属する職制上の段階	医師
3 県立病院に勤務する看護師の職務	1 組織規程第12条第1項に規定する副院長の属する職制上の段階	副院長
	2 組織規程第12条第1項に規定する看護部長の属する職制上の段階	看護部長
	3 組織規程第12条第2項に規定する副看護部長及び看護主幹の属する職制上の段階	副看護部長
	4 組織規程第12条第2項に規定する看護師長、副看護師長及び主任看護師の属する職制上の段階	看護師長
	5 組織規程第12条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
	6 組織規程第12条第2項に規定する看護師、助産師、主任准看護師及び准看護師の属する職制上の段階	看護師
4 県立病院に勤務する医師及び歯科医師並びに看護師以外の医療従事者の職務	1 組織規程第12条第2項に規定する薬局長、副薬局長、技師長、副技師長、室長及び主幹の属する職制上の段階	薬局長
	2 組織規程第12条第2項に規定する室長の属する職制上の段階	室長
	3 組織規程第12条第2項に規定する主任技師の属する職制上の段階	主任技師
	4 組織規程第12条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
	5 組織規程第12条第2項に規定する技師の属する職制上の段階	技師

別表第2（第1条関係）

職務の種類	標準的な職
1 組織規程第12条第2項に規定する調理士の属する職制上の段階	調理士
2 組織規程第12条第2項に規定する施設管理技士の属する職制上の段階	施設管理技士
3 組織規程第12条第2項に規定する看護補助員の属する職制上の段階	看護補助員

別表第3（第2条関係）

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 病院事業局に勤務する行政職の職務	1 組織規程第10条第2項に規定する副主査及び主任並びに組織規程第12条第2項に規定する副主査及び主任の属する職制上の段階	主任
	2 組織規程第10条第2項に規定する主事及び技師並びに組織規程第12条第2項に規定する主事及び技師の属する職制上の段階	主事
2 県立病院に勤務する医師及び歯科医師の職務	1 組織規程第12条第2項に規定する医師及び歯科医師の属する職制上の段階	医師
3 県立病院に勤務する看護師の職務	1 組織規程第12条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
	2 組織規程第12条第2項に規定する看護師、助産師、主任准看護師及び准看護師の属する職制上の段階	看護師
4 県立病院に勤務する医師及び歯科医師並びに看護師以外の医療従事者の職務	1 組織規程第12条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
	2 組織規程第12条第2項に規定する技師の属する職制上の段階	技師

別表第4（第2条関係）

職務の種類	標準的な職
1 組織規程第12条第2項に規定する調理士の属する職制上の段階	調理士
2 組織規程第12条第2項に規定する施設管理技士の属する職制上の段階	施設管理技士
3 組織規程第12条第2項に規定する看護補助員の属する職制上の段階	看護補助員

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第1号

地域異動職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月17日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

地域異動職員制度の導入に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(沖縄県病院事業局標準職遂行能力を定める規程の一部改正)

第1条 沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（規程別表第1関係）」に改め、同条中「第1条の表の1の項中欄」を「別表第1の1の項中欄」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 規程別表第1の2の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第2の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。
- 3 規程別表第1の3の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第3の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。
- 4 規程別表第1の4の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第4の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

第4条から第6条までを削る。

第7条中「第2条の表右欄」を「別表第2右欄」に改め、同条を第4条とし、本則に次の2条を加える。

（規程別表第3関係）

第5条 規程別表第3の1の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第6の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

- 2 規程別表第3の2の項中欄に掲げる職制上の段階に係る標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第7の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。
- 3 規程別表第3の3の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第8の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。
- 4 規程別表第3の4の項中欄に掲げる職制上の段階に係る全標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第9の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

（規程別表第4関係）

第6条 規程別表第4右欄に掲げる標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第10の標準的な職の欄に掲げる職ごとに、同表の標準職務遂行能力の欄に掲げるとおりとする。

別表第2中「（第4条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別表第3中「（第5条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別表第4中「（第6条関係）」を「（第3条関係）」に改める。

別表第5中「（第7条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表の次に次の5表を加える。

別表第6（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 主任	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、 情報収集・活用	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 企画	勤務地域において、自己の担当する業務の改善を図るため、上司の方針に基づいて施策を企画・立案することができる。
	6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
2 主事	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。

3	知識・技術・技能、 情報収集	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集することができる。
4	理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
5	説明	所掌する事務について適切な説明を行うことができる。

別表第7（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
医師	1 患者対応	患者に対する説明が分かりやすく、安心感を与える適切な態度で、身だしなみに清潔感を保つことができる。
	2 協調性	院内及び診療部門内の情報共有化のほか、他部門との連携に努めることができる。
	3 病院運営への貢献	病院のルールや方針に沿って、診察活動を適切に行うとともに、診断書、各種証明書等を適切に記載することができる。
	4 委員会活動等	勤務地域に係る委員会や会議に参加し、積極的に提案を行うことができる。

別表第8（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 主任	1 看護実践能力	患者を取り巻く状況を把握し、患者の状況にあわせた看護を実践することができる。
	2 看護業務管理能力	主体性をもって活動するとともに、専門的な能力を必要とされる役割又は指導的な役割を遂行することができる。
	3 自己教育及び研究能力	自己の能力向上に向けて主体性をもって研究活動を行い、その成果を、勤務地域において自己の担当する業務に活用することができる。
	4 基本姿勢と態度	部署における自己の役割を認識し、周囲と連携して業務を円滑に遂行することができる。
2 看護師	1 看護実践能力	標準的な看護計画（個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法等の計画）に基づき、自立して看護を実践することができる。
	2 看護業務管理能力	部署における自己の役割を効率的に遂行することができる。
	3 自己教育及び研究能力	臨床現場で必要な実践能力の習得に向けた研究活動を展開し、その成果を、勤務地域において自己の担当する業務に反映することができる。
	4 基本姿勢と態度	部署における自己の役割を認識し、周囲と協力して自ら進んで業務を行うことができる。

別表第9（第5条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力	
1 主任	1 チームワーク	相手の立場等を正しく認識しつつ、協力的な関係を構築することができる。
	2 向上心	勤務地域において、自己の担当する業務に新しい改善の取組を継続的に行い、効果を上げることができる。

	3	コスト意識	担当業務の範囲で経費削減を提案し、実践することができる。	
	4	報告・連絡・相談の徹底	漏れなく正確かつ早く情報を伝える工夫を常に実践することができる。	
	5	コミュニケーション力	表情の変化や言葉のニュアンス、態度を敏感に捉え、直接言葉に表れない思いを理解し、相手に配慮しながら業務遂行することができる。	
	6	リスク管理	危険が発生しそうな状況について、事前に検証し、対策を立てることができる。	
	7	専門性	自ら積極的に専門知識・技術の習得に取り組んでおり、それを勤務地域において、自己の担当する業務に活かし成果を挙げることができる。	
	8	計画性	担当業務の中で優先順位を判断し、限られた時間の中で効率的に業務を進めることができる。	
	2 技師	1	チームワーク	上司の指導の下で、相手の立場に立って気持ちを押し量り、親身な態度で接することができる。
		2	向上心	勤務地域において、自ら新しい改善の取組を行うことができる。
3		コスト意識	物品等の使い方を工夫し、経費削減等に取り組むことができる。	
4		報告・連絡・相談の徹底	報告すべき内容を理解しており、求められた以外のことも報告することができる。	
5		コミュニケーション力	相手の状態や状況にあわせて、話の進め方や聞き方、質問の仕方を工夫することができる。	
6		リスク管理	危険な状況を予測し、自ら気付いた時は危険の回避を行うことができる。	
7		専門性	勤務地域において、自ら研修会に参加したり、専門書を読むなど学習することができる。	
8		計画性	自分の業務量と所要時間の見通しを立てて、業務を進めることができる。	

別表第10（第6条関係）

標準的な職	標準職務遂行能力		
1 調理士	1	規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2	協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3	知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4	理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5	説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6	業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7	接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。

2 施設管理 技士	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7 接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。
3 看護補助 員	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7 接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。

(沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部改正)

第2条 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び別表第2の2」を「から別表第2の4まで」に改める。

別表第2中「現業業務」を「広域異動職員のうち、現業業務」に改め、同表に注として次のように加える。

注 「広域異動職員」とは、沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年病院事業局管理規程第3号）第1条第1項に規定する職員をいう。

別表第2の2中「現業業務」を「広域異動職員のうち、現業業務」に改め、同表に注として次のように加える。

注 「広域異動職員」とは、沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程第1条第1項に規定する職員をいう。

別表第2の2の次に次の2表を加える。

別表第2の3（第4条関係）

地域異動職員のうち、現業業務以外の業務に従事する職務に係る行動評価における評価項目及び行動

職務の種類	標準的な職	評価項目	行動
1 病院事業局に勤務する行政職の職務	主任	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
		2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。

		3 知識・技術・技能、情報収集・活用	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
		4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
		5 企画	勤務地域において、自己の担当する業務の改善を図るため、上司の方針に基づいて施策を企画・立案することができる。
		6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
	主事	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
		2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
		3 知識・技術・技能、情報収集	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集することができる。
		4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
		5 説明	所掌する事務について適切な説明を行うことができる。
	2 県立病院に勤務する医師及び歯科医師の職務	医師	1 患者対応
2 協調性			院内及び診療部門内の情報共有化のほか、他部門との連携に努めることができる。
3 病院運営への貢献			病院のルールや方針に沿って、診察活動を適切に行うとともに、診断書、各種証明書等を適切に記載することができる。
4 委員会活動等			勤務地域に係る委員会や会議に参加し、積極的に提案を行うことができる。
3 県立病院に勤務する看護師の職務	主任	1 看護実践能力	患者を取り巻く状況を把握し、患者の状況にあわせた看護を実践することができる。
		2 看護業務管理能力	主体性をもって活動するとともに、専門的な能力を必要とされる役割又は指導的な役割を遂行することができる。
		3 自己教育及び研究能力	自己の能力向上に向けて主体性をもって研究活動を行い、その成果を、勤務地域において自己の担当する業務に活用することができる。
		4 基本姿勢と態度	部署における自己の役割を認識し、周囲と連携して業務を円滑に遂行することができる。
	看護師	1 看護実践能力	標準的な看護計画（個々の患者について、計画的に適切な看護を行うため、看護の目標、具体的な看護の方法等の計画）に基づき、自立して看護を実践することができる。

4 県立病院に勤務する医師及び歯科医師並びに看護師以外の医療従事者の職務	主任	2 看護業務管理能力	部署における自己の役割を効率的に遂行することができる。
		3 自己教育及び研究能力	臨床現場で必要な実践能力の習得に向けた研究活動を展開し、その成果を、勤務地域において自己の担当する業務に反映することができる。
		4 基本姿勢と態度	部署における自己の役割を認識し、周囲と協力して自ら進んで業務を行うことができる。
	主任	1 チームワーク	相手の立場等を正しく認識しつつ、協力的な関係を構築することができる。
		2 向上心	勤務地域において、自己の担当する業務に新しい改善の取組を継続的に行い、効果を上げることができる。
		3 コスト意識	担当業務の範囲で経費削減を提案し、実践することができる。
		4 報告・連絡・相談の徹底	漏れなく正確かつ早く情報を伝える工夫を常に実践することができる。
		5 コミュニケーション力	表情の変化や言葉のニュアンス、態度を敏感に捉え、直接言葉に表れない思いを理解し、相手に配慮しながら業務遂行することができる。
		6 リスク管理	危険が発生しそうな状況について、事前に検証し、対策を立てることができる。
		7 専門性	自ら積極的に専門知識・技術の習得に取り組んでおり、それを勤務地域において、自己の担当する業務に活かし成果を挙げることができる。
		8 計画性	担当業務の中で優先順位を判断し、限られた時間の中で効率的に業務を進めることができる。
技師	1 チームワーク	上司の指導の下で、相手の立場に立って気持ちを押し量り、親身な態度で接することができる。	
	2 向上心	勤務地域において、自ら新しい改善の取組を行うことができる。	
	3 コスト意識	物品等の使い方を工夫し、経費削減等に取り組むことができる。	
	4 報告・連絡・相談の徹底	報告すべき内容を理解しており、求められた以外のことも報告することができる。	
	5 コミュニケーション力	相手の状態や状況にあわせて、話の進め方や聞き方、質問の仕方を工夫することができる。	
	6 リスク管理	危険な状況を予測し、自ら気付いた時は危険の回避を行うことができる。	
	7 専門性	勤務地域において、自ら研修会に参加したり、専門書を読むなど学習することができる。	
	8 計画性	自分の業務量と所要時間の見通しを立てて、	

		業務を進めることができる。
--	--	---------------

注 「地域異動職員」とは、沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程第2条第1項に規定する職員をいう。

別表第2の4（第4条関係）

地域異動職員のうち、現業業務に従事する職務に係る行動評価における評価項目及び行動

標準的な職	評価項目	行動
1 調理士	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7 接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。
2 施設管理 技士	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7 接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。
3 看護補助 員	1 規律・責任	公務員としての自覚を持ち、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能	勤務地域において、自己の担当する業務に必要な知識・技術・技能を習得することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 説明	所掌する業務について適切な説明を行うことができる。
	6 業務遂行	勤務地域において、自己の担当する業務を的確に遂行することができる。
	7 接遇	言葉遣い・態度・マナーに配慮し、服装及び身だしなみに留意することができる。

注 「地域異動職員」とは、沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程第2条第1項に規定する職員を

いう。

第1号様式及び第2号様式中「平成 年度」を「 年度」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に、

「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

第3号様式中「平成 年度」を「 年度」に改める。

第4号様式中「平成 年度人事評価結果通知書」を「 年度人事評価結果通知書」に、

「平成 年4月1日～平成 年3月31日」を「 年4月1日～ 年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---